○内閣府令第八十三号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行に伴い、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年九月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定） 第三条　令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 ［一～十八　略］ 十九　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六十一条 ［二十～二十二　略］	（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定） 第三条　令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 ［一～十八　同上］ 十九　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六十条 ［二十～二十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。